

地域安全ニュース

外国人を雇用する事業者の皆様へ

不法就労防止に ご協力ください！

不法就労は法律で禁止されています。

不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も处罚の対象となります。

外国人を雇用する際は、在留カードを確認して就労することができるか判別しましょう。

不法就労とは？



不法就労となるのは、次の③つの場合です！

※ 出入国在留管理庁HPから抜粋

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース
(例) 密入国した人や在留期限の切れた人が働く
退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 働く出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース
(例) 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
留学生の人が許可を受けずに働く

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース
(例) 語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください！



京都府京丹後警察署生活安全課
電話 0772-62-0110

